

かたの環境フェスタ市民会議 会則

私たちは交野のすばらしい環境を誇りに思い、末永く引き継がれていくことを心から望んでいます。良好な環境を後世に確実に伝えるには、交野に限らない大きな視野で、種々の環境保全啓発活動を継続的に実施し、地域の「環境力」を高めていくことが必要と考えます。

「環境フェスタ in 交野」の開催を核とした、我がまち「交野」から発信された市民運動が、大きく展開していくことを願います。

第1条 名称

本会は、「かたの環境フェスタ市民会議」と称します。

第2条 目的

- ①環境問題の根本にある大量消費・大量廃棄型の市民生活・産業活動を改めて、未来に繋ぐ生活様式や社会システムを提案します。
- ②「交野」に限らず広く地球を愛する「心」と、環境や自然を守る「技術」がひとつになるよう働きかけます。

第3条 運営の基本

本会の運営は、会員の相互信頼に基づく自主運営とします。

第4条 活動

本会は、環境フェスタ in 交野の開催及びその他環境保全に関わる活動、本会の趣旨に基づくイベントの支援を行います。

第5条 会員

年齢、性別、地域を問わず、趣旨に賛同し、これを実践する意思のある個人及び団体を会員とします。

第6条 役員

本会の会務を遂行するため、次の役員を置きます。

代表	1 名
副代表	若干名
会計	1 名
監査	2 名
幹事	若干名

役員を選出は会員の互選によるものとし、1年間を任期とし、再任を妨げないものとします。

第7条 会議

本会の会務遂行のため、次の会議を設け、代表が、適宜、招集するものとします。

総会

年1回、会員が出席し、下記事項の審議・決定を行います。

- ・会則の改定
- ・役員を選任及び解任
- ・事業報告及び収支決算報告の承認
- ・事業計画及び収支予算の決定及び変更

市民会議

本会の活動を円滑に進める為に、必要に応じて開催し、会員が出席して総会で決められていない事項に関し、審議・決定を行います。

役員会

代表、副代表、会計、監査、幹事、事務局及び、代表が必要と認める者が出席し、市民会議活動を円滑に行なうための調整・準備等を主な役割とします。

第8条 事務局

本会の事務局は、交野市環境部環境衛生課内に置きます。

第9条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとします。

第10条 会則の改定

本会則の改定は、総会の決議により、これを行うものとします。

2012年5月10日

2013年 5月 9日

2015年5月28日